

発議第6号

令和3年6月25日

木津川市議会議長 森本 隆 様

提出者	木津川市議会議員	倉 克伊
賛成者	木津川市議会議員	玉川 実二
賛成者	木津川市議会議員	高味 孝之
賛成者	木津川市議会議員	酒井 弘一
賛成者	木津川市議会議員	炭本 範子
賛成者	木津川市議会議員	柴田はすみ
賛成者	木津川市議会議員	河口 靖子
賛成者	木津川市議会議員	山本しのぶ

太陽光発電設備の設置に関し住民の安心安全のための
慎重な審査を求める意見書について

上記の議案を、地方自治法第99条及び木津川市議会会議規則第14条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

太陽光発電設備の設置に関し住民の安心安全のための 慎重な審査を求める意見書（案）

木津川市では、令和2年7月臨時議会において、無秩序な太陽光発電設備の設置の抑制を図り、良好な生活環境を保全し、及び安全かつ安心な生活を確保することを目的に、「木津川市における太陽光発電設備に関する条例」を全会一致で可決しました。

現在、条例で「抑制区域」とされている本市山城町神童子上ノ滝地区において、再度、大規模な太陽光発電施設の建設計画が進められようとしています。

この建設予定地は、花崗岩が風化した真砂土で覆われ、崩壊や土砂の流失が大変起こりやすい地質で、なおかつ1級河川鳴子川流域の上流山間部に位置しており、条例上、市長が事業の施行に同意しないものとする「抑制区域」となっています。この鳴子川の下流域は天井川でもあり、過去に幾度となく水害に見舞われてきました。中でも、昭和28年の南山城水害では、多くの住民が住む地域で決壊が起こり、住居や田畑が流され、尊い住民の生命も奪われました。

最近の集中豪雨による災害を考えますと、過去に発生した山地崩壊や土石流の発生の確率はなお一層高まっており、このたび当該地の開発が行われた場合、下流域に暮らす住民が災害に見舞われる危険性が高まるものと容易に推測されます。

また、神童子地区や下流域の南平尾区・北河原区の住民は、生活の安心・安全を守るため、再び、行政や議会にも、太陽光発電設備の設置に反対し、慎重に判断することを求めています。

つきましては、太陽光発電設備の設置に伴う林地開発許可の申請書が提出され、事業計画の審査を行う際には、「府民の生命と財産を守る」を第一に、慎重に審査していただきますよう要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和3年 月 日

木津川市議会議長 森本 隆

提出先：京都府知事